

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

「水のふるさと真岡」再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

栃木県真岡市

3 地域再生計画の区域

栃木県真岡市の全区域

4 地域再生計画の目標

真岡市は栃木県の東南部に位置し、人口 63,153 人（平成 19 年 4 月 1 日現在）、面積 111.76 平方キロメートルである。主要交通網は国道 294 号が市中心部を走り、鉄道は第 3 セクターの真岡鉄道線が通っており、また北関東自動車道の建設が進んでおり、平成 20 年 3 月には一部開通する予定である。また西部には鬼怒川、中央部に五行川、東部に小貝川が流れ、市域はほぼ正方形に近く、田畑が約 52%、宅地が約 16%の面積を占める比較的平坦な地形である。

昭和 29 年に近郊 4 町村が合併し、市制が施行されたが、産業の中心が農業であったため、人口の流出から過疎化の現象があらわれた。しかし、昭和 37 年、国の低開発地域の指定を受け、工業団地を造成し、工場の操業とともに人口も増加し、農業・工業・商業の調和のとれた地方都市として発展をとげている。

本市では、生活排水を処理するために、昭和 47 年度から市街地を中心とした地域で公共下水道事業、農村部では昭和 59 年度から農業集落排水事業に着手し、平成 16 年度には計画した 8 地区が、すべて完了し現在は維持管理を行っている。また、平成元年からは浄化槽の個人設置型事業を展開している。その結果、平成 18 年度末の汚水処理人口普及率は、72.6%にまで達し、市街地を流れる河川においては水質が改善しつつあり一定の成果を挙げているものの、環境基準の一部に達成率が低い項目がある等の課題がある。

このため、汚水処理施設の整備を一層促進し、市街地の快適な住環境

創出による都市の健全な発展、公共用水域の水質保全及び集落の生活環境の改善を図る。

汚水処理施設の整備促進によるハード面の整備のほか、本市は、かけがえのない環境を次世代へと繋ぐことを責務と考え、平成 16 年 12 月に「環境都市宣言」、平成 17 年 2 月には「環境基本計画」を策定し、市・市民・事業者が協働する「もおかパートナーシッププロジェクト」により、自然の再生・活用に取り組んでいる。また、鮭の遡上がみられる五行川では、NPO による保全活動等も始まっており、今後ハード・ソフト両面において水環境を守り、住民一人ひとりが自然の恵みに触れ合えるまちづくりを目指す。

(目標 1) 汚水処理施設の整備の促進

汚水処理人口普及率を 72.6%から 77.4%に向上

(目標 2) 自然の再生・活用に向けた住民意識の向上

自然に対する理解を深め、環境再生を推進するため、体験学習や環境保全講座を年 15 回から 25 回程度に増加させる。

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

公共下水道事業は、平成 14 年度に現行認可計画を策定し、認可面積 1,129ha、処理計画人口 41,700 人にて施行中である。平成 20 年度以降は、継続中の長田・東光寺・亀山北の土地区画整理事業地内と熊倉町・西郷地区の面整備に加え、新たに中郷・萩田地区の土地区画整理事業地内及び山王地区の面整備に着手する。

浄化槽事業は要望のあった箇所から事業を行う。

その結果施設の整備が充実し、平成 24 年度末の汚水処理人口普及率が 72.6%から 77.4%に向上する。

5-2 法第 5 章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[事業主体]

- ・いずれも真岡市

[施設の種類]

- ・公共下水道、浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

- ・公共下水道 真岡市長田地区、東光寺地区、亀山北地区、山王地区、田町地区、中郷・萩田地区、熊倉町西郷地区
- ・浄化槽（個人設置型） 公共下水道・農業集落排水の事業認可区域を除く市内全地区

[事業期間]

- ・公共下水道 平成 20 年度～平成 24 年度
- ・浄化槽（個人設置型） 平成 20 年度～平成 24 年度

[事業費]

公共下水道

交付金対象事業費 238,000 千円 (うち、交付金119,000千円)
(単独事業費 557,000千円)

浄化槽（個人設置型）

交付金対象事業費 200,210 千円 (うち、交付金 66,736千円)

合計

交付金対象事業費 438,210 千円 (うち、交付金185,736千円)
(単独事業費 557,000千円)

[事業量]

- ・公共下水道 ϕ 100～250 5,424m
(単独事業 ϕ 200 13,421m)
- ・浄化槽（個人設置型） 500 基

なお、各施設による新規の処理人口は下記の通り。

公共下水道 3,310 人

浄化槽（個人設置型） 1,550 人

合計 4,860 人

5-3 その他の必要な事業

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置による取り組み
該当なし

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

「水のふるさと真岡」再生計画を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

①土地区画整理事業

本市では昭和 42 年に完成した長瀬地区をはじめとし 12 地区で 499.7ha が完成している。現在は、市施行として真岡インターチェンジ周辺開発 128.5ha を、また組合施行で長田地区、東光寺地区、亀山北地区の 3 地区で 193ha を実施している。

今後も市街化区域の面的整備にあたっては、土地区画整理事業を基本として公共施設の整備改善と宅地の利用促進を図るため積極的に推進する。

②水道事業

本市では、昭和 39 年に市街地を中心として上下水道の供給開始以来、区域拡張と都市化による人口の増加に対処するため、昭和 59 年度から第 3 次拡張事業を推進中であり、現在の普及率は 90.9%（平成 18 年 3 月）である。今後も「水」の安定供給を確保するため、需要の動向を的確に把握し、計画的に施設の整備をするとともに未普及地域である農村地域への拡張と加入促進を図り、水道の普及拡大に努める。

③環境学習の推進

全ての市民が郷土や環境への理解を深め、環境保全の意識を身につけるため、既存施設や公共財の提供、地権者等との調整により、活動と学習の場を確保する。また、新たに開設する「市民活動推進センター」や「環境パートナーシップ会議」等と連携し、環境学習実施のための活動支援及び情報提供を行ない、自然の再生・活用に向けた住民意識の向上を図る。

6 計画期間

平成 20 年度から平成 24 年度まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後に 4 に示す数値目標に対する達成度を評価、公表する。整備状況により事業内容の見直しが必要となる場合には、適正化のための検討を行なう。

なお、整備された汚水処理施設については、水質検査、維持管理等が適切に行われていることについて、施設管理者と異なる第三者が行った水質検査等を把握し、必要に応じて適切な措置をとることとする。

- 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項
該当無し